

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (制 定 附 則) 附 則 (施 行 期 日) 1 (略) (助成の方法の特例に係る申請の特例) 2 医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内の日が令和2年3月1日から<u>令和5年3月30日</u>までの間に到来する場合における<u>第8条第2項</u>の適用については、同項中「医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に」とあるのは「<u>令和5年3月31日</u>までに」とする。 ～ 略 ～	～ 略 ～ (制 定 附 則) 附 則 (施 行 期 日) 1 (略) (助成の方法の特例に係る申請の特例) 2 医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内の日が令和2年3月1日から<u>令和6年3月30日</u>までの間に到来する場合における<u>第5条第2項</u>の適用については、同項中「医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に」とあるのは「<u>令和6年3月31日</u>までに」とする。 ～ 略 ～ (改 正 附 則) <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>